

# 有効署名 3,341 筆！ 町議会に 条例改定の審議をもとめる

## いいな！ 隣町の条例！

もし伊豆の国市だったら、「軽井沢メガソーラー」は 条例適用になっています。

### 伊豆の国市 条例（2019年7月1日 施行）

（事前届出）

9条 事業者は、市内において事業を実施しようとするときは、事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出をする前までに、次に掲げる事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。(1)～(7)

（同意）

10条 1項 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の同意を得なければならない。

- (1) 市内において事業を実施しようとするとき。
- (2) 市内において実施している事業を変更しようとするとき。

附則（経過措置）

2 この条例の施行の際現に事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出をしている事業者であって、事業を実施しようとするものに対するこの条例の適用については、第九条1項中「事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出の前まで」とあるのは「速やかに」とする。

3 この条例の施行の際現に工事に着手している事業者については、第8条、第9条第10条1項1号 及び 第11条1項の規定は適用しない。

附則って？



### 函南町 条例（2019年10月1日 施行）

（届出及び同意）

9条 1項 事業者は、町内において事業を実施しようとするときは、事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出の前までに、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。(1)～(8)

9条 3項 事業者は、町内において事業を実施しようとするとき又は町内において実施している事業を変更しようとするときは、町長の同意を得なければならない。

附則（経過措置）

2 事業者が、既に事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請若しくは届出を行っている場合には、町長は事業者に対し第9条1項の届け出を求めることができる。

条例の施行時、  
対処がいろいろにならぬ様に決めるもの



・函南町と伊豆の国市の違いは、附則（経過措置）です。

伊豆の国市の附則には、条例の解釈が好き勝手にならないよう具体的に記載されています。しかし函南町の条例は、付則（経過措置）で適用のことを一切触れず、「町長の解釈」が入る余地を残しました。

## 解釈次第で、真逆の結果

# 条例適用は、事業者に負担？



- ・函南町長の解釈はこうです。

「条例の施行前に届出がされていれば、条例の適用はできない」

(函都 182 号 文書)。

さらに「工事着手を事業の始まりとすると、中立・公平を欠き、事業者に過度の負担を強いることになる」(函都 213 号文書)と、その理由を説明しています。

- ・伊豆の国市は、「工事着手前の事業者には適用する」と明示していますから、函南町とは「中立・公平」の基準、考え方が真逆ですね。

- ・悔やまれるのは、函南町議会がこのような条例を、全会一致で認めたことです。

真逆よ！

函南町の条例より、伊豆の国市は 3 か月前、伊東市、伊豆市、下田市は 1 年以上前に作られました。近隣市町の条例は十分検討できただはずですが・・・

公平・中立

- ・今回、私たちは、この「町長の解釈の変更」を求めています。

・町長の解釈を変更するには、① 町長自身が変える、② 裁判所に判断を求める、③ 議会が審議し町長に変更を求める、などがあります。

- ・今回の署名運動は、③ に当たります。

・ことは、函南町民の生命と財産にかかわる問題です。最近の土砂崩れなど、他人事ではありません。軽井沢メガソーラーは、「事業者が不誠実で、事業の実行に疑念があり、治水・水質汚濁・土砂の流出など懸念される」と、町がハッキリ認めています。(函都 324 号 文書)

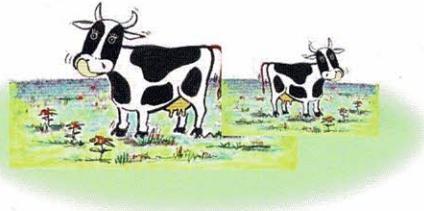


## 改定案 附則(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、まだ再生可能エネルギー発電設備の設置のための工事に着手していない事業については、事業を実行しようとするときに該当すると認め、第 9 条 3 項の規定を適用する。
- 3 前項の事業者又は事業を行っている事業者は、第 9 条 1 項の届け出を速やかに行わなければならない。

- ・請求の内容は、条例の付則（経過措置）を変更し、適用基準を近隣市町と同じにすることです。体裁は条例改定ですが、真の目的は「条例解釈の変更」を求めるものです。

部分変更の不同意や、河川・道路占有許可を渋る等の、枝葉の対応に頼ったり、あるいは損害賠償が心配だから「建設やむなし」など、町民は望んでいません。函南町議会には「町民の安全・安心を最優先」に、近隣市町にも胸を張れるような堂々の審議を期待します。



2022 年 1 月

住民投票を行いませんが名称はこのままにします

## 住民投票で軽井沢メガソーラー建設を止める会

連絡先 布施隆史 ☎ 979-0875 遠藤健司 ☎ 978-7126

### 取り組み賛同者（請求代表者を含む）

臼井眞弓（上沢）、遠藤たみ子（平井）、奥津静江（平井）、片野敏和（丹那）、川口知治（パサディナタウン）  
澤村正紀（柏谷）、中村允信（平井）、原田昇司（上沢）、比嘉邦雄（柏谷）、真子和余（柿沢台）、  
丸山英子（畠毛）、室伏正博（塙本）、森田聰（仁田）、吉田有弘（間宮）、

あいうえお順